

共同通信社の報道に係る調査につきまして

昨年12月29日、一般社団法人共同通信社より、「入管に組織的に虚偽申請か 在留資格で代行グループ」と題する記事が公表されたため、あじあ行政書士法人（以下「当法人」といいます。）では、申請業務の関係者が下記各プロセスを確実に履践していたかどうかを含め、当法人が関わった申請業務全般について、現在、「特別監査チーム（責任者：合田法務部長）」を組成し、調査にあたっております。

- ① 提携会社において、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を持つ外国人の雇用を希望する企業（以下「雇用主」といいます。）と、その際に雇用主が雇用することを希望する外国人（以下「申請人」といいます。）を、当法人に紹介する場合、雇用主にヒアリングを実施し、これに基づき、「雇用理由書」に盛り込むべき情報を当法人に伝達する。
- ② 当法人は、「雇用理由書」の素案を作成して、雇用主と直接の打ち合わせを重ね、雇用主において「雇用理由書」の内容に誤りがないことを確認していただいた上で、「雇用理由書」の内容を確定し、当該「雇用理由書」の社名・代表者の記載場所に、雇用主から押印を頂く。
- ③ 上記②の際、「雇用理由書」に記された内容に誤りがないことにつき、「雇用理由書」への直接の押印とは別個に、雇用主から「雇用理由書」の内容を確認した旨を示す「確認依頼書」に押印を頂く。
- ④ 申請書類を完成する前に、申請人に対して、「雇用理由書」の内容を説明し、その内容を確認した旨を示す「確認書」（正式な申請書類とは別個の書面）に署名して頂く。
- ⑤ 行政書士は、申請書類一式を整えて最終的に完成させ、申請書類に書かれた内容に誤りがないことを確認し、雇用主及び申請人から、正式な申請書類に押印及び署名を頂く。
- ⑥ 在留資格が許可された際には、当該外国人を「雇用理由書」の内容のとおり雇用すること及び現場研修等を行う際には法令が許す範囲内で実施すること等につき、許可後速やかに、雇用主に対して文書を送付することにより注意喚起を行う。
- ⑦ 「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、上記②③⑥の履行について、適宜確認を行う。
- ⑧ 「（1）偽造文書や変造文書を提出しない、（2）虚偽の内容を記載しない、（3）虚偽を申し立てない」という3点を内容とする「不正防止3原則」を策定・明示し、徹底を図る。
- ⑨ 「お客さまへのお願い」という文書に、「入国管理法等の法令に則り、在留資格に関する申請業務を承っており、如何なる不正にも加担しないことを大方針としております」と明記し、申請者からは「私は、偽りその他不正の手段による在留資格変更許可等を求めませんし、貴社に対して、偽りその他不正の手段による在留資格変更許可等を容易にすることを求めません」という誓約を求める。
- ⑩ 「コンプライアンスマニュアル」を整備し、「いかなる場合であっても、入国管理局に対して虚偽の申請をしない」という「申請の原則」を明記した上で、社内定められているルールを守っていないければ、ルールを守らなかった個人がすべての責任を負うことを定める。
- ⑪ 「コンプライアンスマニュアル」の内容を理解していることを確認するための「コンプライアンス試験」を毎月実施する。この「コンプライアンス試験」については有効期間を6ヶ月と定め、合格した場合であっても、合格後6ヶ月以内に受験かつ合格することを義務付け、有効期間内に合格しない場合、申請関係の業務に携われない扱いにする。

このうち、上記⑥に当たる「当該外国人を『雇用理由書』の内容のとおり雇用すること及び現場研修等を行う際には法令が許す範囲内で実施すること等につき、許可後速やかに、雇用主に対して文書（以下、「注意喚起文書」といいます。）を送付することにより注意喚起を行う」ことにつきましては、調査の結果、下記の事実が判明しましたので、公表いたします。

- 調査対象：2016年1月から2018年12月までの3年間  
（注）在留資格「技術・人文知識・国際業務」に限る。
- 上記期間において確認された許可件数（a）：1,173件
- 注意喚起文書を正確に送付していたことが確認された件数（b=c-d-e）：870件
  - 注意喚起文書の送付事実が確認された件数（c）：893件
  - 同一案件なのに重複して注意喚起文書を送付した件数（d）：20件
  - 注意喚起文書を誤って送付した件数（e）：3件
- 過去に送付した企業であるため送付を省略した件数（f）：269件
- 注意喚起文書の送付実績がある件数（g=b+f）：1,139件
- 注意喚起文書の送付実績がある比率（e=d÷a）：97.1%
- 現時点において注意喚起文書の送付実績が確認できていない件数：34件

当法人が送付する注意喚起文書において、記述されている文面は下記のとおりです。

今回許可された「技術・人文知識・国際業務」という在留資格は、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動」を許可したものにすぎません。如何なる業務でもできるという性質の許可ではございませんので、雇用理由書の内容に基づくご活用をお願いできますと幸いです。

また、現場研修や実務研修を行われる際には、研修期間を示した上で、研修者に対して、雇用理由書に記された業務との関連性を明示し、「研修」として機能させるための措置を適切に採られることをお願い申し上げます。

現時点において注意喚起文書の送付実績が確認できていない34件につきましては、さらに調査を継続し、当該申請案件における諸事実を確認する所存です。また、注意喚起文書を送付していなかった事例が存在する可能性があることから、洩れなく送付するための対策を検討いたします。従来は、注意喚起文書の送付実績が直近である場合には送付を省略しておりましたが、確認するための手間が手続を煩雑にし、その結果として、送付が洩れた可能性も否定できないことから、今後は一部の例外（同時に2人許可になった場合等）を除き、原則として、注意喚起文書を許可全件に対して送付する扱いに変更いたします。

なお、特別監査チームでは、当法人もしくは提携会社に所属している全社員における認識を書面で提出していただき、取り急ぎ確認いたしました。虚偽申請に関わったという認識を持っている社員はおりませんでした。無論、この認識は、客観的な証拠に基づくものではなく、本人自身の認識にすぎませんので、特定の個人によるルール違反がなかったことを証明するものではありません。



あじあ行政書士法人

ASIA OFFICIAL VISA ADVISERS

特別言語対応・在留資格に特化・国際展開

特別監査チームとしては、さらに調査を進め、上記②における「雇用理由書の押印」と上記③における「確認依頼書の押印」、上記④における「確認書」の署名捺印、上記⑤における申請書類の押印を確認する予定です。結果が判明次第、必要に応じて開示させていただきます。

当法人としては、当報道を契機に、より一層の法令遵守を徹底させていく所存ですので、今後ともご愛顧の程宜しくお願い申し上げます。

あじあ行政書士法人  
法務部長 合田千華